

子ども計画（第 3 期）検討部会での検討状況について

策定スケジュール

	令和5年度												令和6年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討内容	子ども計画（第3期）策定に関する事項 課題の抽出 → 調査結果も踏まえた課題の整理、方向性の議論 → 分野・事業量個別議論 → 重点政策、政策体系等計画の構成の議論 → 素案作成、意見の反映 → 素案策定⇒意見聴取⇒意見反映⇒計画案策定 パブコメ・子ども意見・区民版子ども会議 高校生世代を対象とした生活実態調査検討 → 実施 → 集計・分析 小中学生アンケート調査項目検討 → 実施 → 集計・分析 ひとり親家庭調査、若者調査調査項目検討 → 実施 → 集計・分析 計画素案・支援事業計画案 計画案 計画策定																							
子ども・子育て会議			①			②			③			④	①			②			③		④			
部会				●	●		●		●	●		●		●	●			●		●				
庁内検討委員会				●	●		●	●	●		●	●	●	●	●	●			●	●	●			
特別委員会						●												●					●	
その他							放課後の居場所の検討						子ども条例の改正に向けた議論											

子ども計画（第3期）検討部会の検討スケジュール

●第3回 令和5年10月31日（火）18時から20時まで

主な検討項目

- ・ 骨子案に向けた現状認識と方向性（コンセプト等）

●第4回 令和5年12月18日（月）18時から20時まで

主な検討項目

- ・ 子ども計画（第2期）後期計画の評価
- ・ 小中学生アンケート（単純集計結果（速報）報告）
- ・ 骨子案に向けた現状認識と方向性（学齢期）

●第5回 令和6年1月19日（金）15時から17時まで

主な検討項目（予定）

- ・ 骨子案に向けた現状認識と方向性（妊娠期～未就学）

●第6回 令和6年3月21日（木）19時から21時まで

主な検討項目（予定）

- ・ ひとり親家庭調査（報告）
- ・ 骨子案（政策体系・重点政策）

●第7回 令和6年5月21日（火）18時30分から20時30分まで

主な検討項目（予定）

- ・ 骨子案（子ども・青少年協議会小委員会との合同開催）

●第8回 令和6年6月

主な検討項目（予定）

- ・ 計画素案（支援事業計画）

●第9回 令和6年9月

主な検討項目（予定）

- ・ 計画案（その1）

●10回 令和6年11月

主な検討項目（予定）

- ・ 計画案（その2）

令和5年度 第3回子ども・子育て会議

12月27日（水）9時30分から11時30分まで

小中学生アンケート（単純集計結果（速報）報告）

令和5年度 第4回子ども・子育て会議

3月27日（水）9時30分から11時30分まで

ひとり親家庭調査（報告）
計画部会での検討状況（報告）

令和6年度 第2回子ども・子育て会議（7月）

計画素案

令和6年度 第4回子ども・子育て会議（12月）

計画案

第3～5回計画部会での議論 (骨子案に向けた現状と方向性)

(1)子どもの権利に関すること

①子どもの意見表明・反映、参加・参画の仕組みと環境づくり

- 子ども・若者が参画する、常設の会議体の設置が必要ではないか。単なるヒアリングではなく、政策への提言を可能とし、多様な背景を持った子ども・若者が議論できる場を設ける必要がある（くじ引き公募や学校代表、地域NPO等からメンバーを募集、1年間、メンバーを固定し議論）。
- 他自治体の子ども・子育て会議には、中学生・高校生が参加しており、よい取組みであるが、会議となると硬い話題が多く、夜間に大人の会議に参加できるのは一部の子どもに限られるため、子どもが参加しやすい場も検討する必要がある。
- 子ども自身が自身の権利を理解し、自分の考えで問題を解決していけるように、支えていくこと、意見を引き出せることも大事である。
- 意見を反映させることのほか、主権者として主体的な考え方・行動を体験するための取組みも必要である。
- 子ども・若者も、「地域を構成する区民の一人である」という意識を育てる必要がある。よく聞く大人であっても子どもを評価しており、意識せずともその評価は出てしまう。一方で、言語を使わない犬等の動物がいると、子どもが自然に感情・考えを表現できることはあり得る。
- 中学生アンケートの結果から、社会を変えられると回答した割合が減っており、危機感をもった。この割合を上げるには、小さいことからの積み重ねが必要であり、乳幼児期から小学生、中学生、若者期と、子どもが、自身の周りのことを変えられるという実感と経験を重ねる必要がある。そのようなことを計画の中で、指標や目標に掲げる必要がある。
- アンケートの自由記載から、子どもたちの、一人ひとりが自分のことをもっと尊重してほしい、個人としてしっかりと認めてほしい、という想いが聞こえてきた。子どもたちの声をしっかりと聴いて受け止めていくことは、単なる手続きではなく、そのこと自体が、子どもの権利であることを実感した。

②子ども関連施設での子どもの権利の実現（支援の質の確保）

- 子どもたちは遊びや自己満足の中で自分自身や興味を追求することがあり、これにより、力がついたり自信を持つことができる。大人からは自己満足に見えるかもしれないが、子どもたちは自分自身が満足することで達成感を得て、達成感を持った子どもは自信を持つことができる。この自信と達成感は自発的なものであるため、保育においても遊びと自己肯定感は重要な要素であり、支援の質として、しっかりと取り組む必要がある。
- 子どもの権利の保障と実現に関する職員の質の向上は、区が主導権を取る必要がある。職員に対して、キャリアデザインだけでなく、子どもの権利を学ぶゆとりと学習の場を区が継続的に保障する取組みが必要である。
- 多様な方法で地域に施設を開いていくことが大切。地域の方が、日常的に様子を見ることができ、誰にとっても安心できる施設になる。また、区民にも施設を知ってもらうことが大切。大人だけでなく、子どもも他の施設を知る機会があるとよい。
- 職員への子どもの権利学習を深化し、その職員のもとで、日常的に、子ども一人ひとりが権利を体験することが、子どものウェルビーイングである。

③保護者も含めた大人への子どもの権利の意識醸成・働きかけ

- 行政の計画できちんと取り組むべき。低学年ほど、親からひどいことをされたと回答する割合が高い傾向があり、保護者への働きかけがとても重要である。
- 子どもたちの声が聞こえる地域づくりを推進し、世代を超えて子育てを社会化していく、というスタイルを打ち出す必要がある。
- 子どもは自身の力で育っていく大事な主体であり、子どもの中に内在している力は素晴らしい、と親に伝えることは、身近な場での子どもの意見表明権の保障でもある。
- 自由記載欄も含めたアンケートの結果は、子どもへのフィードバックはもちろんのこと、特に保護者にも読んでほしい。そういうことも意識した取組みの検討が必要である。
- アンケートの結果から、「おうちの人からたたかれたり、ひどいことを言われたりしていない」に対して「いいえ」との回答が、小学校低学年、高学年で思った以上に高い。多くの大人が、既に虐待をしてはいけない、と認識しているが、このような現状がある。恐らく、保護者も、家庭内、夫婦間、地域社会において、孤立し、そのことも影響を及ぼしているのではないかと。保護者も、いろいろなストレスがある中での子育てを、どのように子どもと向き合うといいのか、悩んでおり、ため込んでしまった怒りやいらいら、不満が、子どもに対して吐き出されていくメカニズムが働いている。子どもにとってのよりよいつながりをどう作り出すかと併せて、子どものそばにいる保護者とのつながり、保護者自身も他者とのつながりあっていけるような方策が強く求められている。
- 虐待はいけない、と伝わっているが、未だ「しつけ」という文化を引きずっているため、周知をしっかりと取り組む必要がある。

④子どもの遊び

- 子どもたちは遊びや自己満足の中で自分自身や興味を追求することがあり、これにより、力がついたり自信を持つことができる。大人からは自己満足に見えるかもしれないが、子どもたちは自分自身が満足することで達成感を得て、達成感を持った子どもは自信を持つことができる。この自信と達成感は自発的なものであるため、保育においても遊びと自己肯定感は重要な要素であり、支援の質として、しっかりと取り組む必要がある。
- アンケートの結果から、外遊びをする低学年の子どもがとても少ないことが分かるが、その一方で、自由意見には、外遊びをする機会や公園を求める声が多い。環境が整っていないことに加えて、不十分で、子どもの生活の中で、遊ぶことについて、時間や保護者の価値観等で制約があり、そうした機会を持つことができない状況にあるのではないかと。そのことも含めて、考えていく必要がある。
- 大学生も外遊びの機会を求めていると感じている。大学生等も、ボランティアスタッフやアルバイト等で関われるような方法も、あるのではないかと。
- 子どもは、子ども社会の中で育つところがあり、子ども同士の関わりを保障することも必要である。

(2) 妊娠期から乳幼児の施策に関すること

①乳幼児家庭への支援の充実

- ハイリスクの家庭だけではなく、すべての乳幼児家庭を対象とした予防型の多様な訪問事業を充実させる必要がある。
- 他方で、孤立化やサービス化が進む中で、訪問事業から、その利用を通じて出会った人が、その保護者を地域の場や支援につなぐことが、より重要である。
- 両親学級に参加する保護者のニーズをみると、産後ケア事業に対するニーズが非常に高い。国の方針にあったような形で区の施策を推進してほしい。

②乳児期に孤立する子育て家庭への乳幼児教育・保育施設等での支援

- 多様な働き方や育休の拡充が進む中で、家庭での子育てが孤立している状態にある。
- 国の「こども誰でも通園制度」を見据え、孤立する子育て家庭への保育施設等の位置づけを考える必要がある。
- 様々な支援がある中で、その情報を保護者にどのように届けていくか、重要な課題であり、その役割を担う必要がある。

③子ども関連施設の連携強化

- 保育所や幼稚園、児童館や学童保育、学校との連携強化が重要である。
- 配慮が必要な子どもの支援について、保育園や幼稚園から学校につなぐことは、両者とも大きな課題である。両者がすり合わせる機会・形は増えたが、時期が遅いこともあり、子どもを中心に職員同士が互いを理解し、日常的に交流できる学習機会を増やす必要がある。

④保護者の学びの機会の拡充

- これまで地域や親族とのつながりの中で得ることができていた子育ての知識を得ることが難しくなっており、また、子育て家庭の孤立が進み、他の家庭の子育てを見る機会が減っている現状がある。
- 両親学級を通じて、参加者の出産や子育てへの学びの意欲を感じる一方で、保護者の関わりが最も大きい1歳までに知ってほしい内容を1回で伝えるのは難しく、両親学級後の保護者の学びの機会を充実させる必要がある。
- 家庭教育・子育て支援講座「すくすくコンパス」は、オンラインも含めて参加者も多く、関心が高い。このような講座をオンデマンドで観れる環境や、児童館・おでかけひろばで継続的に学べる機会があるとよい。保護者が、継続的に子育てについて学べる機会を拡充する必要がある。
- 国連子どもの権利委員会の一般意見12号に「意見を聴かれる子どもの権利」の家庭における実施が明記されている。子どもが最も若い年齢から自由に意見を表明でき、それを真剣に受け止めてもらえる家庭が重要なモデルになることが示されている。そして、そのことが子どもの発達を促進し、家族機能を強化し、子どもの社会化を支援する上で大変重要とされている。また、家庭における暴力に対しても、予防的な役割があると示されている。
- 保護者が子どもの声を聴く子育てを、乳幼児期のみならず、学齢期も含め、学べる機会を充実させる、ということを明記する必要がある。

(3)子ども・若者への施策に関すること

①学童期・思春期・若者期の居場所づくり

- 学齢期以降の子ども・若者を対象とした居場所が少なく、子ども・若者が身近なところに権利が守られた居場所を持てる環境をつくる必要がある。
- アンケートの結果からも、4割を超える子どもたちが区立以外の中学校に通っており、交流する場所がないことが問題ではないか。小学校低学年の子どもたちだけでなく、同じ世代の異なる学校の子どもたちが一緒に勉強できたり、交流できる場所があれば良い。
- 学齢期の子どもにとって、多様な居場所があり、自分で選べることが大事。児童館の職員が、様々な居場所をつないでいく人になるとよい。
- 子ども自身にとって、相談したりすることがスティグマにならない環境づくりをすることも必要である。子どもたちが落ち着けて安心できる環境とは何か、子どもの立場で幅広く考える必要性があり、子どもを歓待するという姿勢を示した居場所を作り上げていくことが大切。
- アンケートの結果から、児童館の利用率が非常に低いことが残念。特に小学校高学年の8割は児童館を全く利用していない傾向がある一方で、若者が使える場所や静かに勉強できる場所へのニーズは非常に強い。その背景として、今は親が家でテレワークをしている等、家での勉強や友達と過ごすことが難しい等の理由もあるのではないかと。今回の利用率を、現代の子ども・若者のニーズと捉えて、児童館の機能を多機能化させるなどして、変化させることは、持続可能性の観点から必要である。
- 小学校の高学年のアンケートの結果では、勉強時間がとても長い子どももいれば、動画を見ている子どももあり、両極に分かれていることから、社会において、交流が歪んでいるのではないかと。行政が直接解決することは難しいかもしれないが、子ども・若者同士が、学校や年齢等に関わらず、交流できる場所があれば、お互いを補い、関係を築くことができるのではないかと。そのような施策展開が必要である。
- 子どもや若者たちが集まれる場所や安心できる場所へのニーズも大きく、利用しやすい形態で提供される等、今の時代に合わせた施設が求められている。新たな児童館の整備も順調に進めてほしいが、例えば、駅前などに出店のような形で集える場所であるとか、児童館や図書館と組み合わせる等、今ある施設を活用する視点を持って、長期的な視点で取り組む必要がある。（区民利用施設を自習室に活用するなど）
- アンケートの結果からも、居場所は、単にほっとできたり、ゆっくりできたり、遊べるというだけでなく、学習をしたり、何かを学ぶことができる空間を求めていることが分かり、この視点も大事である。
- 中学生アンケートの結果から、「孤独を感じる」と回答した割合が、かなり増えている。仲間、時間、空間の遊び、といった表現があるが、仲間や時間も減っているのではないかと。空間の議論はかなりなされているが、やはり、時間と仲間をどうしていくのか、ということを考えていく必要がある。
- アンケートの結果から、自己肯定感を持ちにくい、家族と一緒にいてもくつろげない、そういう子どもにとって、インターネットの空間が救いになっているということが読み取れる。そういう子どもにとっては、そこが居場所であり、何かした包摂していくようなことができないか。一方、そういう空間を大事にしている子どもたちは、危険と隣り合わせになっている状態でもあり、どのように対策をとっていけばいいのか、考えないといけない。

②困難を抱えている子ども・若者への支援や支援を届かせる仕組みづくり

- 子ども・若者が相談しやすい窓口の工夫や広報のみならず、支援者等が困難を抱えている子ども・若者を発見するためのアウトリーチ型支援、地域連携・市内連携やネットワークの強化、伴走型支援等に取り組む必要がある。
- 誰もが利用できる場につながっていない子ども・若者への見守りやアプローチの方法が少なく、子ども・若者へアウトリーチして、働きかけ、様々な居場所につなげる必要がある。
- ソーシャルワーカーは増えてきていると思うが、必ずしもソーシャルワークの教育を受けているわけではなく、専門教育を受けた専門職の配置に取り組んでほしい。
- アンケートの自由意見欄から、話を聞いてほしい、といった声が多く、相談の場所を増やしていくこと、そして、専門職を十分に配置することが必要である。
- 障害や発達に課題があることに気づくのが遅れ、学びの支援が適切に受けられないことで、学校が楽しくない、と感じる子どもが多いのではないかと。発達に課題がある子どもたちを、適切な支援につなげていくことは、今後、さらに重要になることから、取組みを強化する必要がある。
- 中学生から高校生にあがるときや、高校生以上の支援が少なく、高校中退支援等が必要である。

③情報が届きにくい子ども・若者（区立小中以外に通う子どもや高校生、大学生）に届ける取組みの充実

- 区立以外の学校に通う子どもは、小学校で1割、中学校で4割、高校以上は、区と接点を持つことが難しく、カバーできているとは言い難い。また、小中学生アンケートの結果からも、区の施策が届きにくいことが明らかであり、公平性・実効性の面から、届けるための取組みを充実させる必要がある。
- 区のイベントや施設利用等、これらの非カバー層をどれだけ取り込むことができるかが、施策の持続可能性の上でも重要である。今後、非カバー層が増えれば増えるだけ、区の施策への無理解が広がる可能性があるのではないかと。施策へのアクセシビリティの確保と関連して、DXも含めた取組みを推進する必要がある。

④子ども期の時間を大切にする意識の醸成

- 学齢期の放課後の居場所だけでなく、時間（過ごし方）を子ども主体で考えることを意識づけするための取組みが必要である。
- 子どもが忙しすぎて、居場所に行く時間がないのが現状。区でも、小学校や中学生を対象とした講座を実施しているが、高学年や中学生になると参加者が減少する傾向にある。子ども自身が塾や習い事に忙しく、興味あることを楽しんだりする自由な時間が減ってきている。
- 子どもが、宿題や塾、習い事で忙しくしていることを親にやめてもらうことを求めるより、地域や社会全体の価値を変えていかないといけない。休息も含めた何もしない時間は、子どもにとって、大事な時間であることも、広く伝えていく必要がある。

⑤若者が安心して働ける場づくり

- 子育てが始まると、居住費が高くて、広い住居を求めて区外に出てしまう現状がある。若者世代が、働いて、住み続けられ、子育てできることを目指す必要がある。

(4)子ども・子育てを支える地域社会（子育ての社会化）や基盤づくりに関すること

①施策へのアクセシビリティの確保

- 保護者や子ども、若者が、施策にアクセスする際に容易にたどり着くことができるよう、DXを用いた情報提供が必要である。

②施策の面的な広がり拡充の推進

- 各種個別の施策は充実しており、今後は、地域的な偏りなく、どこに居住していても同じメニューの施策を享受できるよう工夫が必要である。
- 子ども・若者の行動半径を考慮し、その範囲に子ども・若者施設が存在するよう、拠点施設（幹）と複数のミニ施設（枝）を組み合わせる等、区全域で面的な広がりを確保するための工夫が必要である。
- 既存の施設に、複数の機能やコンセプトの施設を複合化させるなどして、コスト抑制をはかりながら、面的な広がりを確保する必要がある。

③「社会的マルトリートメント※」をなくすための働きかけ

- 前倒しの教育、課金システムの受験のしわ寄せ等により、子どもの主体的な活動と、それを支える市民性の育みが阻害されていると感じる。市民が、子どもや子育て家庭に対して、具体的に関わる仕組みを構築してほしい。
 - 子どもの虐待の定義に捉われず、地域や社会の関わりの視点を持って、幅広く考える必要がある。
 - 日々の対応の中で、身体的虐待が埋もれていると感じている。マルトリートメントという言葉が、浸透していない。民法の懲戒権の削除、民法、児童福祉法、都条例の体罰禁止を知らない保護者が未だ多く、周知が不十分である。
- ※「社会的マルトリートメント（不適切な関わり）」
みんなが持っている価値観が、対象を傷つける行為を正当化しているために、みんなが気づかずに、よいことのつもりで不適切なことをしてしまっていること、また、見過ごしてしまっていることを示す言葉です。
〔一般社団法人ジェイズHPより〕

④ボランティアや多世代とともに進める地域・居場所づくり

- 居場所づくりとボランティアは、親和性が高い。子どもとのよい関係づくりや、地域での子どもの応援団を増やしていく視点が大切である。
- 中学生が授業で保育園を訪問すると身近に多世代交流ができる。小さな子どもたちと関わって育った中高生は、大学生ボランティアにつながりやすい。そのような循環を作っていく具体的な支援ができるとよい。

⑤未だ改善すべき潜在的な課題

- 児童相談所が設置され、要保護児童、要支援児童、特定妊婦等を対象として、様々な具体的な施策を拡充しながら、対応しており、更に取り組む必要がある。
- しかしながら、顕在化している子ども・若者、子育て家庭の課題は、未だ氷山の一角であり、生きづらさや生き難さを抱える子ども（乳児、幼児、児童、思春期、青年期、若者）、保護者が広範に存在している。その課題に対して、誰が（どの組織・機関）、どのような課題認識をもって、どのように取り組むのか、という点が、政策として曖昧になりがちであり、次期計画では、そこに切り込む必要がある。

子ども・若者総合計画（第3期） 骨子（たたき台）

計画の構成（案）

第1章 計画の策定にあたって

第2章 子ども・若者を取り巻く環境、第2期（後期計画）の評価

第3章 基本方針

第4章 政策の柱

第5章 計画の内容（計画体系・年齢別子ども・若者施策）

第6章 子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～11年度）

第7章 子どもの貧困対策計画

第1章 計画の策定にあたって

【検討にあたってのポイント】

1 子ども・若者・子育て施策の現状(全国、世田谷区)

☞ こども基本法の施行や児童福祉法の改正や区のこの間の取組みについて記載。

2 策定の趣旨(根拠法令・計画期間、位置づけ)

☞ こども基本法の「**市町村こども計画**」に位置付ける。

☞ 前回同様に、各種法令で定める子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策行動計画、子どもの貧困対策計画及び子ども・若者計画を内包する。

☞ 妊娠期から 学童期・思春期、若者期まで、切れ目なく施策を展開していく、という考えのもと「**子ども・若者総合計画**」に名称を変更する。

☞ 第1期、第2期と、これまでも10年を1期で定めており、**子ども計画が大切にしてきた区民とともに進める地域づくりには、長期的な政策の見通しが必要である**、という考えに基づき、**計画期間は、10年間**とする。

3 計画の推進(体制、EBPM、指標と目標数値)

☞ 子ども条例の改正の議論を踏まえて、**計画の推進体制（第三者機関）を新たに位置付ける**。

☞ EBPMの視点から、**指標に目標値を定め、政策の目的を明確にする**。

第2章 子ども・若者を取り巻く環境、計画の評価

【検討にあたってのポイント】

1 調査結果からみる子ども・若者の状況

☞ 小中学生・若者調査の結果から見えてくる子ども・若者の状況を記載。

2 計画全体の指標(①子ども、②保護者、③地域)

☞ 小中学生及び保護者への調査結果を反映。

3 計画の大項目ごとの評価

4 子ども・子育て支援事業計画

☞ 今後、令和5年度までの実績及び令和6年度の実績見込み反映。

5 子ども・子育て会議での評価・検証及び課題整理

☞ 子ども・子育て会議での議論をまとめて記載。

第3章 基本方針

【検討にあたってのポイント】

1 目指すまちの姿

- ➡ 第1期・第2期は、「子どもがいきいきわくわく育つまち」。
- ➡ 第3期は、令和6年度に子ども条例改正にあたっての前文検討の中で、**子どもたちとともに決める。**

2 計画の目標

- ➡ 第2期の「基本コンセプト」を改め、**「計画の目標」**として定める。
- ➡ こども基本法及び子どもの権利条約、世田谷区子ども条例に則り、**「子ども主体：子どもを権利の主体として、その最善の利益を保障する（子どもの最善の利益）」**という考えを引継ぎつつ、**区民にわかりやすく、また、子ども・若者、子育て支援に関わる人が、「日々の関わりの中で、大切にすること」として、共有しやすい言葉**で定める。

3 計画を貫く4つの原則

- ➡ 第2期の「基本コンセプト（子ども主体）を実現するための視点」から、計画全体を貫き、政策や施策を実施する上で、土台となる基本的な考え方として、**「計画を貫く4つの原則」**として定める。

2 計画の目標

【前提となる考え方】

区は、子どもの権利条約及び世田谷区子ども条例に則して、子どもを権利の主体とし、その権利が尊重され、成長段階に応じた環境がある『子どもが、すこやかに育つことのできるまち』の実現を目指し、計画を推進してきた。

しかしながら、不登校、児童虐待、子どもの貧困、いじめ、子ども若者の自死等、子どもの権利や健やかな育ちが侵害されている現状がある。さらに、コロナ禍を経て、地域の見守りやコミュニティの希薄化が一層進み、**子どもと若者を取り巻く環境や社会には、未だ改善すべき問題が多くある。**

さらに、今回、子どもや若者たちの声を聴く中で、子ども自身が、遊んだり、学んだり、のんびり過ごしたり、話をしたり、自分のしたいように過ごしたいと思っても、**周囲の大人から、時間の使い方や過ごし方を決める余地が制限されたり、その時間を持つことができないくらい忙しい状況に置かれ(社会における教育虐待等)、**その結果、**子どもの権利が行使できなかつたり、保障されなかつたりする実態**が、世田谷の子どもたちが直面している課題として明らかになった。

これら子どもの権利が行使できなかつたり、保障されなかつたりすることは、保護者も含めた周囲の大人も、子ども期を子どもの権利を学び、実感しながら育つことが難しかったことも影響しており、決して、**周囲の大人だけの責任にしてはならず、区を含めた地域社会の責任**として捉える必要がある。

また、これまでも、地域の中で、子ども・若者の育ちと成長、子育てを支える社会を目指してきたが、**今一度、そのことを保護者だけのものとせず、地域社会とともに支えあうこと**を明確にする必要がある。

本計画では、少子化という大人が多い現代において、これまでの子ども・若者への地域社会の関わり方を変え、**子どもも、若者も、大人も、年齢や経験に関わらず、人として対等であり、互いに尊重され、対話の中で互いを理解し、ともに成長していける地域社会を実現すること、つまり、子どもの権利が保障されるまちを文化して築いていくこと**を目指す。

〔参考〕 子どもの権利部会での議論より

子どもの権利条約(1989年国連採択、1994年日本批准)に規定されている子どもの権利内容について

子どもの権利条約では、子どもは権利を享有し行使する主体であり、個人の尊厳をもつ子どもが人間らしく・子どもらしく・自分らしく生きるための、多彩な権利内容を規定しています。全54条に及ぶ子どもの権利内容のうち、**差別の禁止(2条)**、**子どもの最善の利益確保(3条)**、**生命・生存・発達への権利(6条)**、**子どもの意見の尊重(12条)**は、**他の権利を実行するときに合わせて考慮すべき一般原則**に位置づけられています。

こうした一般原則を含め、多様な子どもの権利内容を整理してみると、以下のような権利を挙げることができます。

- 生命や生存、育ちの権利と、それらに必要な生活水準の権利
- 差別されず、自分らしく生きることを尊重される権利
- 自分の気持ちや思い、意見を表明し、聴いてもらう権利
- 思いきり遊ぶことのできる権利と、疲れたときは休息する権利
- さまざまな方法で学び、自分らしく成長できる権利
- 自らの生き方を周囲の人から干渉・強制されず、自己決定を尊重される権利(試行錯誤したり、失敗したり、やり直しのできる権利)
- 一人ひとりの子どもにとって最もよいこと(子どもの最善の利益)を尊重される権利
- 虐待、暴力、孤独など辛い状況から救済され、保護される権利(SOSを出したり、相談できる権利)
- 必要な情報が公開、提供され、プライバシーが守られる権利
- 気候変動に伴う環境破壊への対策を通して、持続可能な日常や社会を保障される権利
- その他

第3期は、「子ども主体(子どもの最善の利益)」の考えを引継ぎつつ、子どもの権利条約及び世田谷区子ども条例に則り、子ども・若者の声を聴きながら、子どもの権利が保障されるまちを文化として築くために、**子どもの権利に基づいたウェルビーイング※1の実現**を本計画の目標として、以下のとおり、定める。

【計画の目標（事務局案）】

**子ども・若者が権利の主体として、一人ひとり※2
の健やかな育ちが保障され、子ども・若者が、
自分らしく幸せ(ウェルビーイング※1)な今を生き、
明日からもよい日と思える※3社会を実現する。**

※1 「ウェルビーイング (Well-being)」

…身体的、精神的、社会的に満たされ、幸せな状態であること。

※2 「一人ひとり」

…個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くという共生社会の実現に向けた考えを踏まえる。

※3 「明日からもよい日と思える」

…主語は子ども・若者である。子ども・若者にとっての明日、明後日、その先の未来の時間も含む。

「将来」や「未来」という言葉は、「未来の宝」という大人側の想いが想像されるため、使用していない。

【計画の目標（事務局案）代案】

権利の主体である子ども・若者の健やかな育ちと、社会参加をとおして、一人ひとり^{※2}の子ども・若者が、今を幸せ(ウェルビーイング^{※1})に生き、明日からもよい日と思える^{※3}社会を実現する。

3 計画を貫く4つの原則

【これまでの部会での議論】

第2期では、「基本コンセプト＝子ども主体」を実現する施策を実施する上での「3つの視点」として、「つなぐ・つながる」、「参加と協働」、「地域の子育て力」を定めてきた。

部会において、事務局から、区が進める仕組みや地域社会づくりに、「参加と協働(子どもや区民、保護者、事業者等に参加・参画・協働してもらう)」から、子ども・若者を含めた区民、保護者、事業者等が、ともに仕組みや地域社会づくりを進める、ことを目指すこと。また、「地域の子育て力」を高めるだけでなく、「子ども・若者とともに地域社会をともに創りあげていく」という考えのもと、第3期では、「基本コンセプト」を「つなぐ・つながる」の一つにすることをお示しし、以下のご意見をいただいた。

委員からの主な意見

- 「つなぐ・つながる」を機能するためには、「つながる」の一步先、より推し進めるといった意図があるとよい。
- 「つなぐ、つながる」は大切だが、それだけだと知っている人、意識が高い人だけがつながっている状態だけでよいとなる。あらゆる人々に施策のよいところが広がり、受けることができるということが表現できるとよい。
- 「つなぐ・つながる」だけだと、区が果たすべき役割が、少し不明瞭になってしまうのではないか。
- つながりにくい人を取り残さない、目を向けていくこと大切だということであり、つながった先の「どのような地域社会をつくっていくのか」を見据えて考える必要がある。
- 子どもの意見表明権を保障し、話をきちんと聞くためには、つながりの質をよいものにしていくということが大切である。
- 子どものやってみたいという思い、大切にしたいと思っていること、自分らしさを考える機会である「個を尊重したつながり」をどのように作っていくのか、が問われている。

【前提となる考え方】

第3期では、第2期の「基本コンセプト＝子ども主体」を実現する施策を実施する上での「3つの視点」から、本計画における「計画を貫く4つの原則」として定め、政策及び施策を実施するにあたっては、この原則を踏まえることとする。

【計画を貫く4つの原則（事務局案）】

1 子どもの権利と最善の利益の保障

子ども・若者を権利の主体とし、一人ひとりの気持ちや個性、考えを尊重し、その権利と最善の利益を保障する。

2 子ども・若者の意見表明と参加・参画

年齢や育ちにあわせて、様々な場面や機会
で、子ども・若者の声※を聴き、対話しながら、ともにウェルビーイングを実現する。

3 多様な関わりで、切れ目なく支えあう

子ども・若者一人ひとりの心身の育ちの状況にあわせ、多様な関わりを通じて、切れ目なく重なりあい、支えあう。

4 子ども・若者とともに育む地域社会づくり

子ども・若者、保護者、区民とともに、多様なコミュニティの中で子ども・若者が育っていける地域社会をつくる。

※声…意見だけでなく、広く気持ちや考えを含むものであり、子どもの年齢や発達に応じて、言語化された声のみならず、遊びや身振り等の非言語のコミュニケーションも含んでいる。

第4章 政策の柱

【前提となる考え方】

- ➡ 第2期後期計画では、4つの「重点政策」を定めていたが、第3期は、推し進める政策を明確にするために「**政策の柱**」として位置付ける。
- ➡ 「**計画を貫く4つの原則**」を踏まえ、**子ども・若者の育ちと成長、子育てを保護者だけのものとはせず、地域社会とともにその育ちと子育てを支え、子ども・若者一人ひとりの権利が保障される地域づくりを推進する**、ことを主眼に「政策の柱」を定める。
- ➡ 特に、妊娠期から乳幼児期、学童期・思春期、若者期まで、**ライフステージを通じて、多様なコミュニティ※の中で、様々な人々と出会い、自分らしさが肯定される関わりの中で、遊んだり、経験したり、語り合い、成長し合えるポジティブな体験を増やし、「自分は大切な存在である」ということを実感できる機会の充実**に取り組む。
- ➡ また、虐待やいじめ等の困難や逆境的体験で心に傷つきを負ってしまった子ども・若者も、その後に、信頼できる人々との出会いや自分らしさが肯定される体験を重ねることで、その傷つきから回復することができたり、自身のもつ力を高めることができると言われており、その観点からも、多様な人々との関わりや体験の創出が極めて重要である。

※コミュニティ…これまでの地域行政における地域・地区の定義に留まらず、子ども・若者や子育て家庭の日常的なつながりや関係、インターネット空間も含めた関係性を含む

【第2期（後期計画）の重点政策】

- 1 子どもが地域の中で自ら生きる力を育むことを支えます
- 2 妊娠期から地域の中で子育てを楽しめるよう子育て家庭を支えます
- 3 基盤の整備と質の確保・向上により子どもと子育て家庭を支えます
- 4 緊急対応の着実な運用により子どもの命と権利を守り、その後の地域生活を支えます

【政策の柱（事務局案）】

New 1 子ども・若者とともに、子どもの権利が保障される地域を実現します

2 支援の質の確保・向上を通じて、乳幼児期からの子どもの健やかな育ちを地域の中で支えます

3 子ども・若者が、多様なコミュニティの中で、遊びや体験を重ねながら、のびやかに育ち、活躍できる環境をつくれます

New 4 子ども・若者が、障害の有無、生まれや育ちの環境に関わらず、安心して育つことができる地域をつくれます

5 人や支援につながりながら、地域で子育てを楽しめるよう、家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支えます

6 子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備により、地域で安心して暮らすことができる環境をつくれます
（社会的養育推進計画の見直しの中で議論）

政策の柱 Ⅰ

子ども・若者とともに、子どもの権利が保障される地域を実現します

◆子どもの権利学習・意識の醸成、権利擁護の取組みの推進

◆乳幼児※も含め、日常的に様々な機会や場で意見表明し、実現できる環境づくり

※うまく意見を表明できない乳幼児等の意見をくみ取る関わり、自己を形成するための支援等

◆子ども・若者の地域・社会への参加・参画の推進

【新規】◆子どもの権利の拠点づくり

◆保護者を含む大人への子どもの権利(うまく意見を表明できない乳幼児等の意見をくみ取る関わりや対話による子育て、子ども期の時間の大切さ等)への意識醸成・働きかけ

◆地域で子どもを見守り、育む気運醸成(子育ての社会化、多世代交流、ボランティアを含めた地域人材の活用)

政策の柱 2

支援の質の確保・向上を通じて、乳幼児期からの子どもの健やかな育ちを地域の中で支えます

◆子育て家庭のニーズに沿った教育・保育及び子ども・子育て支援事業の基盤の整備

◆乳幼児期からの子どもの権利を主体とした支援の質の確保・向上(教育・保育及び子ども関連施設)

◆乳幼児期の教育・保育の充実

◆乳幼児期からの子どもの健やかな育ちを支える支援や事業に関わる専門人材の確保・育成

【新規】◆保護者への子どもの育ちや権利に関する意識醸成・働きかけ、学びの機会の充実

◆乳幼児期から学校へのつながりの強化

政策の柱 3

子ども・若者が、多様なコミュニティの中で、遊びや体験を重ねながら、のびやかに育ち、活躍できる環境をつくれます

- ◆身近な地区における子どもの見守りネットワーク、児童館の整備
- ◆子ども・若者が地域で多様な経験を重ねることができる場や機会、活動支援の充実
- ◆子ども・若者にとって、力を発揮できる場や居心地のよい安心して過ごせる場を身近にもてる環境整備(居場所)
- ◆外遊びの推進及び環境整備

政策の柱 4

子ども・若者が、障害の有無、生まれや育ちの環境に関わらず、安心して育つことができる地域をつくります

◆子どもの貧困対策

◆ひとり親家庭への支援

◆不登校や虐待等の福祉的課題がある子も・若者への支援(教育と福祉の連携)

◆発達・発育や学びを支える体制の整備・充実(医療的ケア児への支援や施設整備等)

◆ヤングケアラーへの支援

◆生きづらさを抱えた若者への支援

政策の柱 5

人や支援につながりながら、地域で子育てを楽しめるよう、家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支えます

◆包括的な相談支援体制の強化(身近な地区における見守りネットワークと相談支援体制)

◆妊娠期から地域につながる取組みの推進

◆相談支援からつながる育児不安の軽減に向けた支援・サービスの充実(児童福祉法改正)

【新規】◆保護者への子どもの育ちや権利に関する意識醸成・働きかけ、学びの機会の充実(再掲)

【新規】◆情報アクセスビリティや支援を届ける仕組みづくり

政策の柱 6

子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備により、
地域で安心して暮らすことができる環境をつくります

- ◆包括的な相談支援体制の強化(身近な地区における見守りネットワークと相談支援体制)【再掲】
- ◆(仮)子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備
- ◆(仮)家庭養育を優先した社会的養護の推進
- ◆(仮)地域で安心して暮らすことのできるための環境整備と支援の充実
- ◆相談支援からつながる育児不安の軽減に向けた支援・サービスの充実(児童福祉法改正)【再掲】